

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	メーリングサービス業に対する中小企業等基盤強化税制の延長
2	要望の内容	適用期間内に対象設備(機械及び装置、又は器具及び備品)を取得により事業の用に供する青色申告書を提出するメーリングサービス業を営む一定の法人又は個人に対する税額控除(取得価格の7%)又は特別償却(特別償却率:30%)の適用期限を延長する。 ・機械及び装置 1台又は1基の取得価格が280万円以上の設備 ・器具又は備品 1台又は1基の取得価格が120万円以上の設備
3	担当部局	総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○昭和62年度制度創設 ○平成4年度からメーリングサービス事業者に対する適用が認められ、平成5年度、平成7年度、平成9年度、平成11年度、平成13年度、平成15年度、平成17年度、平成19年度、平成21年度、適用期間を2年間延長されている。
6	適用又は延長期間	2年間(平成23年4月1日～平成25年3月31日)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 メーリングサービス事業者に対する税制支援は、郵便物作成設備の円滑な導入等を通じた業務の合理化・効率化を推進し、事業者の経営基盤の強化を図ることにより、メーリングサービス事業者を通じて郵便物を差し出す企業の合理化に貢献するとともに、郵便利用を通じた内需の振興と雇用の促進に資することとなるものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 近年、企業がダイレクトメールや請求書その他の各種金銭関係書類の送付等で郵便を利用する際、その郵便物の作成・差出しをメーリングサービス事業者に対して委託(アウトソーシング)するケースが増加しており、これらを受託するメーリングサービス業は、円滑な社会活動・企業活動を維持するためにも欠かせない存在となっている。 また、中小企業基本法では、「中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備を促進すること」と定められている。 本税制措置は特定の中小企業者及び流通サービス業の経営基盤の安定・強化を通じて、消費の拡大等による内需の振興、経済の持続的な成長を図るとともに、当該産業による雇用の増加に資することを目的に創設されたものであり、上記の施策体系のなかで、中小企業の活性化を図るための重要な手段として位置づけられているもの。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>IV. 郵政行政 1. 郵政行政の推進</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 日本メーリングサービス協会に加盟するメーリングサービス事業者は約200社であり、まず、これら約200社に郵便物自動製作機及びあて名別自動封入封緘機が行き渡ることを本政策の達成目標とする。 なお、上記設備については、バックアップ用を持つ必要があるため、台数としては400台(200社×2台=400台)を具体的目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成24年度末の時点における達成目標としては、上記目標の80%に当たる320台(400台×0.8=320台)とする</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制の活用により、経営基盤が必ずしも安定しているとは言えない中小企業が多数を占めるメーリングサービス事業者の積極的な投資を促進し、経営基盤の安定・強化を行うことができる。 これにより、メーリングサービス事業者を通じて郵便物を差し出す企業の合理化に貢献するとともに、郵便利用を通じた内需の振興と雇用の促進に資することとなるものである。</p>																								
8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>郵便物自動製作機</th> <th>あて名別自動封入封緘機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>12件</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>10件</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>10件(推計)</td> <td>10件(推計)</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>10件(推計)</td> <td>10件(推計)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(算出方法は、業界団体からヒアリングによる。)</p>		郵便物自動製作機	あて名別自動封入封緘機	平成20年度	12件	12件	平成21年度	10件	10件	平成22年度	10件(推計)	10件(推計)	平成23年度	10件(推計)	10件(推計)									
	郵便物自動製作機	あて名別自動封入封緘機																									
平成20年度	12件	12件																									
平成21年度	10件	10件																									
平成22年度	10件(推計)	10件(推計)																									
平成23年度	10件(推計)	10件(推計)																									
		② 減収額	<p>減収見込額</p> <p>平成20年度 56百万円 平成21年度 18百万円 平成22年度 18百万円(推計) 平成23年度 18百万円(推計)</p> <p>(算出方法は、業界団体からヒアリングによる。)</p>																								
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成21年度) 業界団体からのヒアリングによると、本税制が設備投資の動機付けとなることにより、メーリングサービス事業者における設備の導入は着実に進展しており、年間平均10台の導入目標を達成していることから、本税制が設備投資を後押ししている状況が伺え、経営基盤の安定・強化に寄与していることが伺える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成24年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">(目標)</th> <th colspan="2">(実績(目標達成率))</th> </tr> <tr> <th>郵便物自動製作機</th> <th>あて名別自動封入封緘機</th> <th>郵便物自動製作機</th> <th>あて名別自動封入封緘機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度末</td> <td>270台</td> <td>270台</td> <td>274台(101%)</td> <td>271台(100%)</td> </tr> <tr> <td>平成20年度末</td> <td>280台</td> <td>280台</td> <td>286台(102%)</td> <td>283台(101%)</td> </tr> <tr> <td>平成21年度末</td> <td>290台</td> <td>290台</td> <td>296台(102%)</td> <td>293台(101%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のとおり、これまでほぼ目標を達成してきている。さらなるメーリングサービス事業者の投資を促進し、経営基盤の安定・強化を行うため、平成23年度末に310台、平成24年度末に320台の目標を新たに設定する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成24年度) メーリングサービス事業者の多くは、大企業等と比較し財政基盤の脆弱な中小企業に該当するが、本税制が延長されない場合、技術革新等へ対応するための設備投資に消極的になり、地域の活性化・情報化に支障が生じる。</p>		(目標)		(実績(目標達成率))		郵便物自動製作機	あて名別自動封入封緘機	郵便物自動製作機	あて名別自動封入封緘機	平成19年度末	270台	270台	274台(101%)	271台(100%)	平成20年度末	280台	280台	286台(102%)	283台(101%)	平成21年度末	290台	290台	296台(102%)	293台(101%)
	(目標)		(実績(目標達成率))																								
	郵便物自動製作機	あて名別自動封入封緘機	郵便物自動製作機	あて名別自動封入封緘機																							
平成19年度末	270台	270台	274台(101%)	271台(100%)																							
平成20年度末	280台	280台	286台(102%)	283台(101%)																							
平成21年度末	290台	290台	296台(102%)	293台(101%)																							

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 24 年度)</p> <p>業界団体からのヒアリングによると、本税制が設備投資の動機付けとなることにより、メーカーサービス事業者における設備の導入は着実に進展しており、年間平均 10 台の導入目標を達成していることから、本税制が設備投資を後押ししている状況が伺え、これにより郵便利用を通じた内需の振興と雇用の促進に寄与している。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本税制の適用を受ける典型的な設備を例にとると、郵便物自動製作機及びあて名別自動封入封緘機は、業務の合理化・効率化に大きく役立つ設備であり、業界も導入を強く望んでいるものであるが、平均仕様でいずれも約 2,500 万円と経営基盤が脆弱な中小企業にとっては高価なため、その導入がいまだに十分には進んでいない状況にある。</p> <p>このようなことから、引き続き当該措置を延長することにより、必要な設備の導入を促進することが必要である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>—</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—